

事務連絡

令和2年6月8日

各高齢者施設等 代表者 様

鹿児島市 長寿あんしん課長

(公 印 省 略)

高齢者施設における新型コロナウイルス感染症に係る
感染防止対策について(通知)

このことについて、県において高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止する観点から、5月29日に社会福祉施設等の関係者の代表者の方々に参加していただき、「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催し、感染症対策の徹底が示されたところです。

つきましては、当日の資料を別添(資料1～4)のとおり情報提供します。

なお、資料1「社会福祉施設で新型コロナウイルス感染症にどのように備えるか」の9ページ下段の「面会者の症状確認と制限」については、国が示した直近の資料4「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(抜粋)において、引き続き、高齢者施設等における面会は緊急の場合を除き一時中止することとなっていることを踏まえ、緊急の場合などに面会を行う際の留意事項として確認するようお願いします。

○別添資料

- ・資料1 「社会福祉施設で新型コロナウイルス感染症にどのように備えるか」
- ・資料2 新型コロナウイルス感染者が高齢者等施設で発生した場合の対応について(感染症予防医療法の立場から)
- ・資料3 社会福祉施設で感染者が発生した場合の相談・指示体制
- ・資料4 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日(令和2年5月25日変更)(抜粋)

【お問い合わせ】

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市健康福祉局すこやか長寿部

長寿あんしん課 長寿施設係

電話 099-216-1147 FAX 099-224-1539

鹿児島県
2020/5/29

社会福祉施設で 新型コロナウイルス感染症 にどのように備えるか

鹿児島大学病院 感染制御部
川村 英樹

新興・再興感染症

- 新たに出現した、あるいは既に存在していたが急速に頻度が増加、あるいは地域的に拡大した感染症
- 発生要因
 - 生態系の変化（開発・地球温暖化）
 - 人間の行動様式（人口増加・人の行動・性行動）
 - 技術と産業の進歩（食品供給のグローバル化）
 - 病原体の適応
 - 公衆衛生対応の破綻
 - 国際的移動と貿易

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)

- 伝播リスク・感染経路は未確定
- 確立した治療薬・ワクチンがない



漠然とした不安

3

今求められること

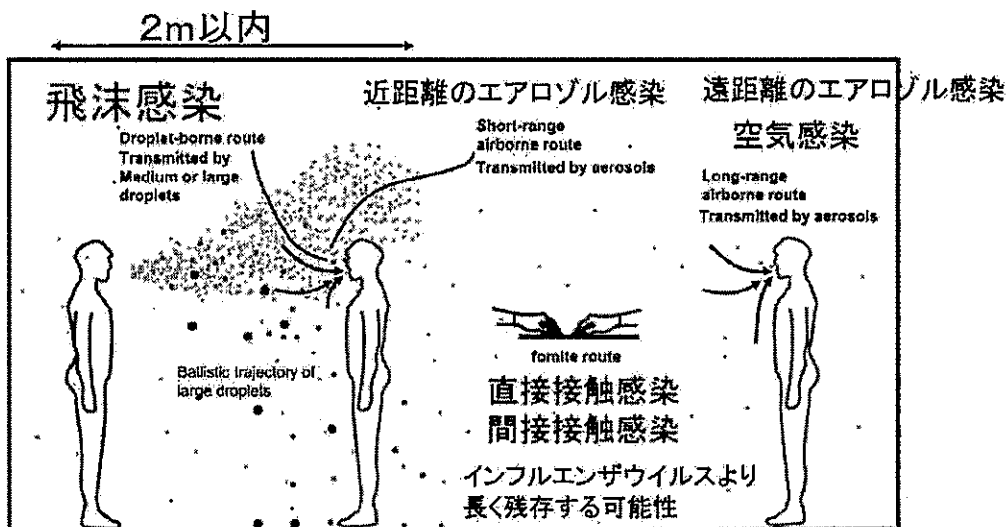
「疫学情報から適切に」
: 正しく怖がるためのリスクコミュニケーション

「適格に状況を把握し」
「組織間の信頼関係のもとに」
「感染拡大・重症化防止のため、共通の方向性で」

4

新型コロナウイルスの感染経路

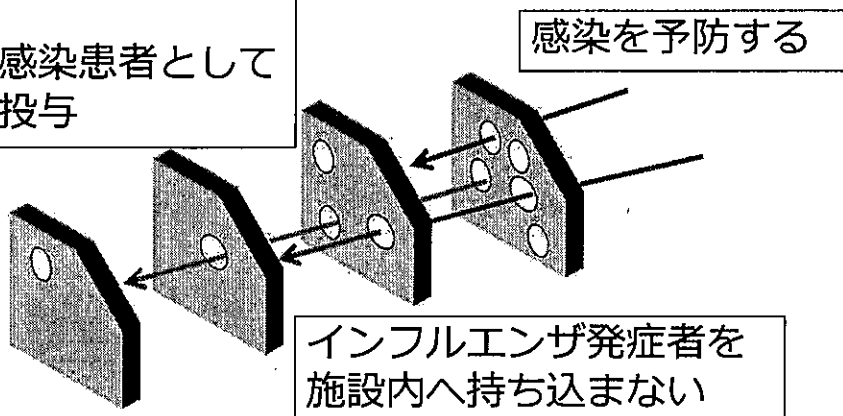
- 感染経路は飛沫・接触感染である
- エアロゾル感染：微小な空気中で浮遊できる粒子による感染



- Large droplet (>100 μm): Fast deposition due to the domination of gravitational force
- Medium droplets between 5 and 100 μm
- Small droplets or droplet nuclei, or aerosols (< 5 μm): Responsible for airborne transmission

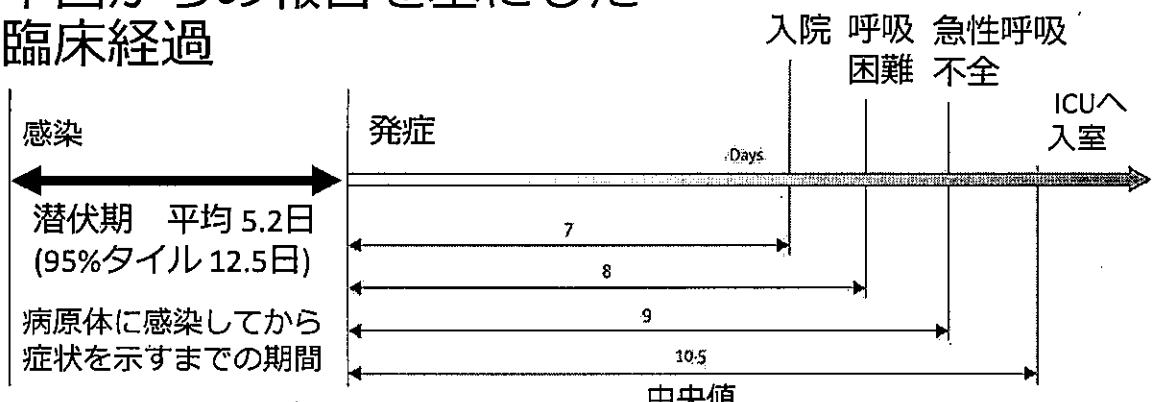
インフルエンザの対策

- 感染を拡大させない
- 発症を疑った場合は迅速に隔離し、飛沫（接触）予防策を実施
 - 接触者も準感染患者として隔離・予防投与



アウトブレイクを収束させる
→ 保健所へ連絡

中国からの報告を基にした臨床経過



インフルエンザより長い

集中治療を要する（人工呼吸器・人工心肺）5%

入院重症例 15%

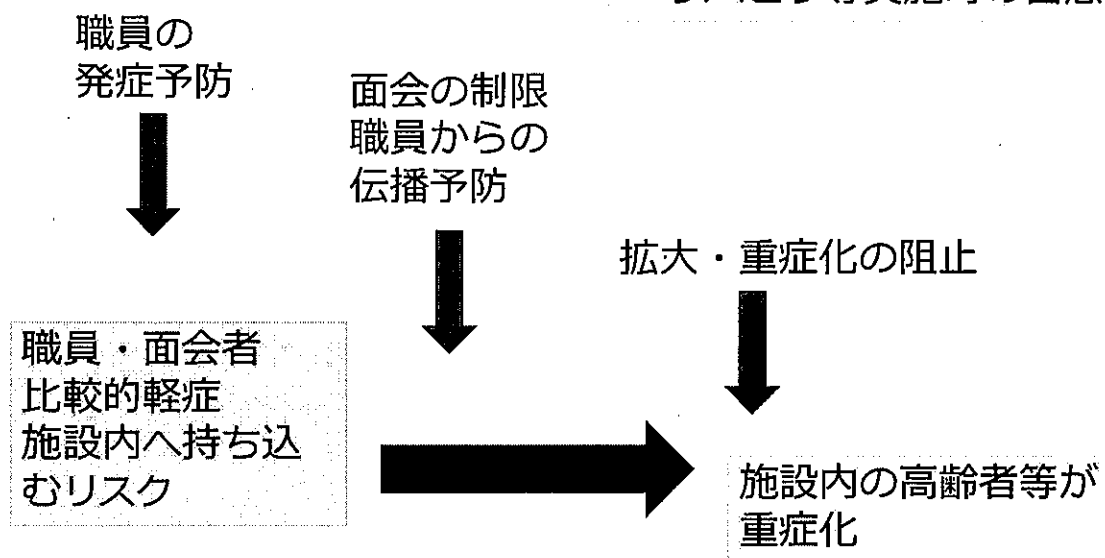
軽症は若年例
初期は普通のかぜと見分けが困難
→拡大するリスク

軽症例 80%

高齢者の死亡率が高い

施設での対策の基本

- 感染症対策の再徹底
- 面会・施設への立ち入り
- リハビリ等実施時の留意



4月7日厚生労働省事務連絡
社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）

「感染予防の基本：自分が感染しない、人にうつさないための対策」

- 手指衛生の励行
- 個人防護具

個人防護具の汚染

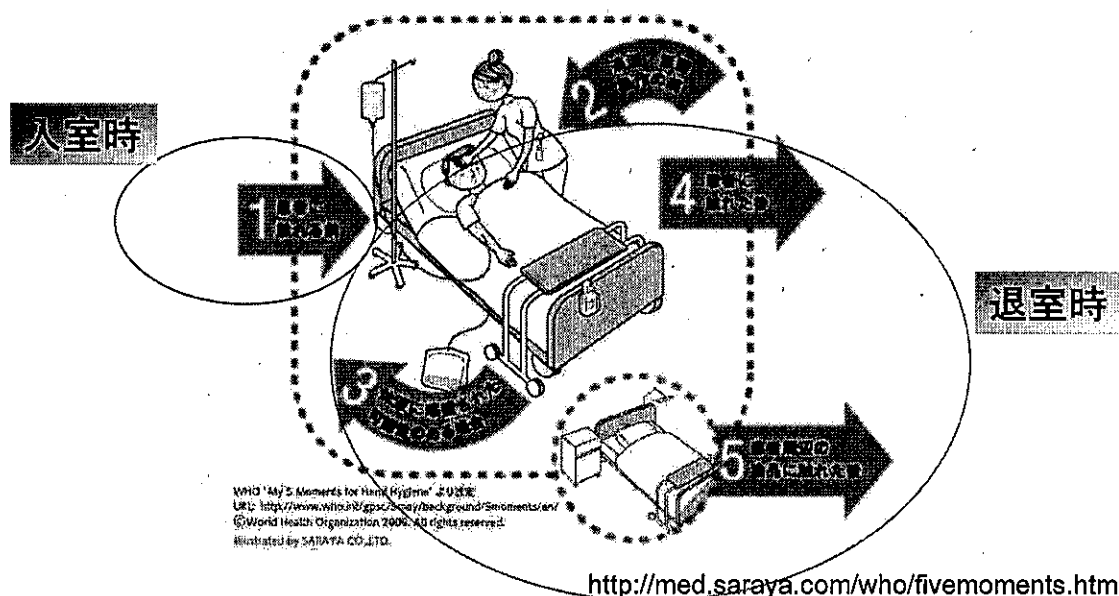
- ICUでは靴底50%, 手袋25%, 袖口16.7%が汚染

- SARS-CoV-2は空気中および物体表面に広く分布し、密接な接触者に高い感染リスクがある

Emerg Infect Dis. 2020

手指衛生が必要な5つのタイミング

「医療における手指衛生に関するWHOガイドライン2009」



入退室時の手指衛生遵守は鹿児島大学病院のルール

医療スタッフマニュアル第8版(P58)

「感染予防の基本：自分が感染しない、人にうつさないための対策」

- 手指衛生の励行
- 個人防護具
 - ✓糞便など体液・汚物処理をする際には、マスクのほか眼鏡、ゴーグル、フェイスシールド付マスク、手袋、エプロンを着用
 - ✓手袋やエプロンなどの個人防護具は入居者ごとに交換
 - ✓マスクが入手可能であれば、職員の常時マスク着用を検討

日本環境感染学会 高齢者介護施設における感染対策 第1版 (2020年4月3日)

N95マスクとサージカルマスク

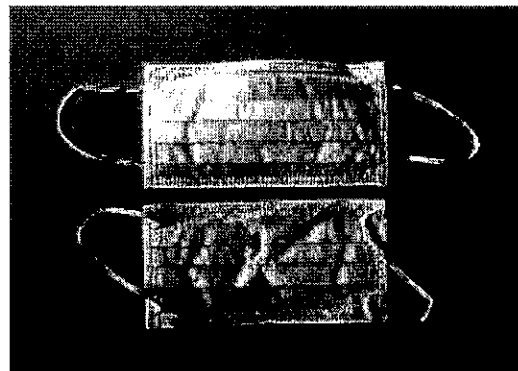
N95マスク



空気感染予防

- 微生物を含む外気から、マスクを装着するヒトを守る。
- 外から内への経路を防ぐ

サージカルマスク



飛沫感染予防

- マスクを装着したヒトから排出される粒子が大気中に拡がるのを防ぐ。
- 飛沫が口腔に入るのを防ぐ



表3 感染防護具や消毒薬が入手できないとき

サージカルマスク	布やガーゼによるマスクで代用する。鼻までが覆えるように工夫すること。ただし、防御機能は低下しているため、できるだけサージカルマスクを入手する。
手袋	素手であっても、ケア直後に丁寧に石鹸を用いて手洗いをするので感染は防御できる。
使い捨てエプロン	ゴミ袋の底に1カ所と側面の2カ所に穴を開けて、レインコートのように被ることで代用できる。
アイゴーグル	透明なアクリル板を適切なサイズに切って眼鏡に張り付けることで防御できる。
手指消毒用エタノール	丁寧に石鹸を用いて手洗いをするので感染は防御できる。
環境消毒用エタノール	台所用合成洗剤を200倍に薄めた液体（水1Lに洗剤5mLを加える）でウイルスを不活化できる。刺激があるため手指衛生には不適だが、環境清掃に使用できる。その他、界面活性剤成分を含有する市販製品の多くも使用できる。

高齢者施設における新型コロナウイルス感染症への対策
 沖縄県立中部病院感染症内科

「施設内に持ち込まないための工夫と対策」

- 面会や施設内外のプログラムの制限や休止
- ✓ 不要不急の面会は中止し、やむを得ず面会される場合にはマスク着用をお願いする
- ✓ 施設内での密集するようなイベントや、外出するようなレクリエーション、延期可能な定期検診などは控える
- ✓ 地域の流行状況を十分に考慮し、高齢者は不活発化にともなうフレイルにも注意する必要があることから、換気や入居者同士の距離（1-2m以上離れる）に留意してプログラムを組むことは可能
- ✓ 屋外への散歩などは差し支えない

日本環境感染学会 高齢者介護施設における感染対策 第1版（2020年4月3日）

資料4参照

面会者の症状確認と制限

地域での発生を認めていない状況

地域で感染者の報告はあるものの、いずれも渡航歴や接触歴のある患者であって、流行状況は限定的であると考えられる状況。

- すべての面会を中止する必要はありません。
- ただし、訪問時に玄関先で手指衛生を行っていただき検温と症状確認をします。軽微であっても発熱や咳などの症状があれば面会をお断りします。また、なるべく個室での面会として、他の入所者と接することがないようにお願いします。
- 納入業者については、できるだけ物品の搬入を玄関先で行います。どうしても立ち入る必要があるときは、玄関先でアルコールによる手指衛生を行ったうえで、トイレも含め共用の場所には立ち入らないように求めます。

地域で発生しており、患者への入院勧告が行われている状況
渡航歴や接触歴のない患者の報告が増加しており、地域での流行が始まっていると考えられる状況。

- 原則として施設内での面会をすべて中止とします。
- 入所者の外出については、屋外の散歩程度であれば制限する必要はありません。
ただし、外出先で人の集まる場所に立ち入らず、公共の物に触らないなど注意してください。
また、家族など親しい人と屋外で面会することも構いませんが、面会者に発熱や咳嗽などの症状がないことを確認したうえで互いにマスクを着用するようにします。いずれの場合にも、施設に戻ったときの手指衛生を心がけるようにしてください

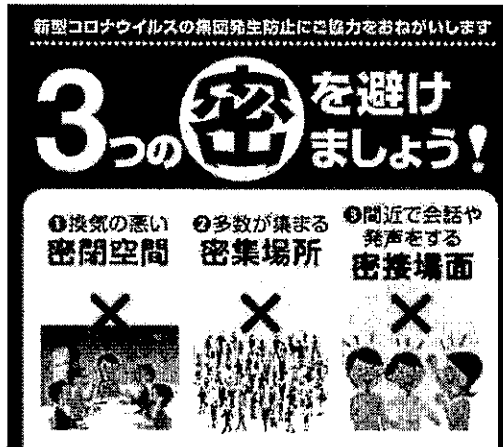
高齢者施設における新型コロナウイルス感染症への対策
沖縄県立中部病院感染症内科

- これまでも長期の面会中止が行われ、入居者の方々へのストレスケアの必要性も高い
- 利用者の方とそのご家族等との間で、ご家庭にしながらオンライン面会（テレビ電話システムや Web アプリのビデオ通話機能 等のインターネットを利用する面会）を行っていただくことが望ましいとされる

5月15日厚生労働省事務連絡
高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について

・職員の健康管理

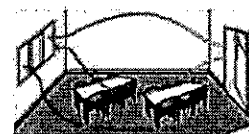
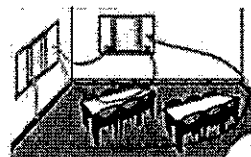
- ✓ 職員の発熱や感冒様症状などの体調不良者を把握ま当面は海外渡航を控えること、これまで集団感染が確認された場に共通する3つの条件)に重なるような場所やイベントには行かない
- ✓ 体調不良時には休む必要があることを、施設全体での共通認識として理解しておくことが必要



日本環境感染学会 高齢者介護施設における感染対策 第1版 (2020年4月3日)

「拡げないための工夫と対策」

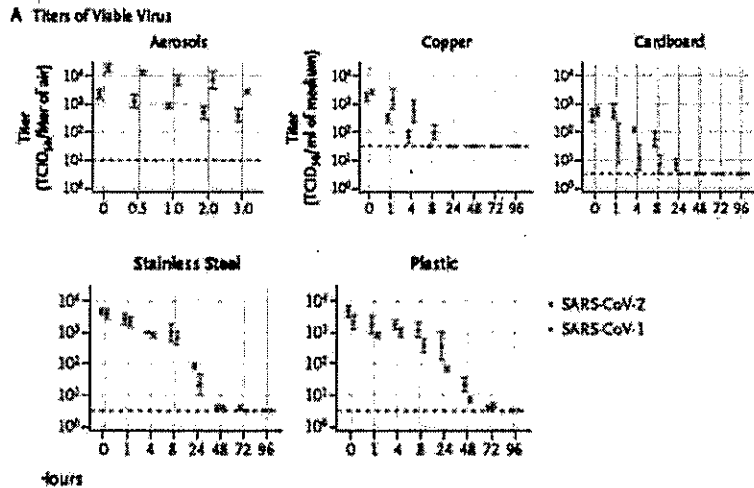
- ・入所者・デイケアの健康管理
- ・換気
 - ✓ 施設敷設の空調による換気 + 開窓
 - ✓ 定期的 (例えば日中は1時間に1回程度、1回10分程度) に2方向以上で
 - ✓ 発熱や検査中の入所者がいる場合は、個室に入室し、換気 (施設内のオープンエリアに流れない工夫が必要) をよりこまめに



日本環境感染学会 高齢者介護施設における感染対策 第1版 (2020年4月3日)

• 環境・器材消毒

✓SARS-CoV-2は環境中に長く(24-48時間)残存する



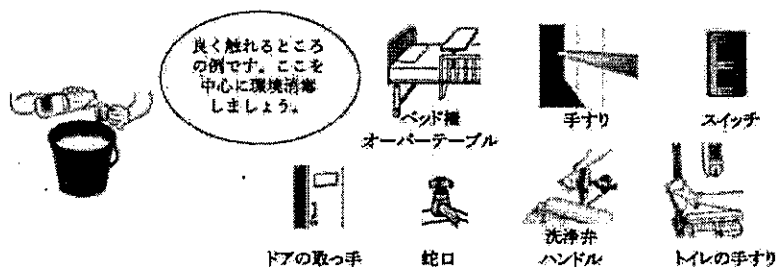
✓タブレット端末が感染拡大につながった可能性がある事例もあり、電子カルテ用パソコンタブレット端末は定期的に清拭消毒する。

N Engl J med 382;16 nejm.org April 16, 2020

• 環境・器材消毒

✓アルコールもしくは次亜塩素酸ナトリウムでよく触れる場所を消毒することは有効

✓トイレなどの環境や陰部洗浄ボトルなどの器具は入所者ごとに交換、次亜塩素酸ナトリウムで消毒



- 配膳と給食、リネン管理

- ✓発熱者や検査中の方は個室でとるようにしてください。食堂でとる際には、換気に留意して間隔を空けるなどを

- ✓食器やリネン類は通常の80℃、10分間の熱水消毒で十分。ハンカチやタオル類の共有は避けて



日本環境感染学会 高齢者介護施設における感染対策 第1版 (2020年4月3日)

- 入所者および職員の検査と地域連携

- ✓COVID-19疑いの場合はPCR検査

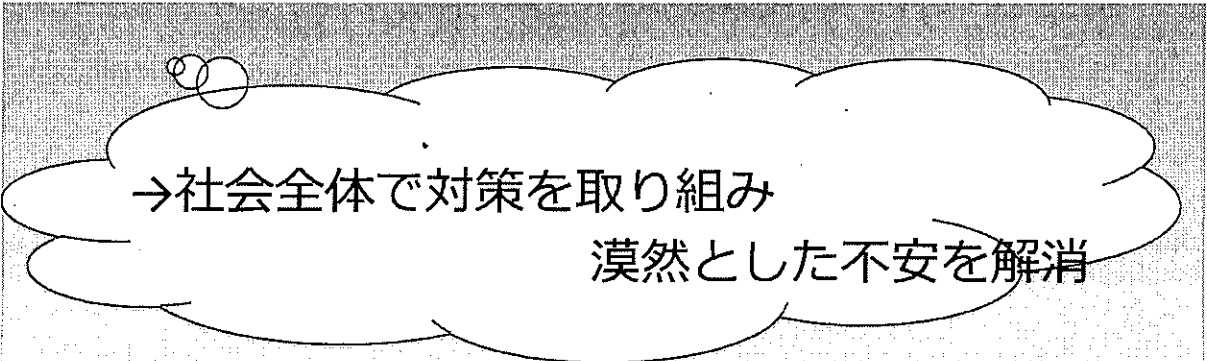
- ◆潜伏期も含め 偽陰性がみられる

- ◆高齢者では尿路感染症や誤嚥性肺炎、胆石胆嚢炎など様々な感染症も多くみられる。

- ✓地域における発生状況や、職員や入所者に原因不明の発熱や呼吸器症状が増加しているなどの徴候があれば、保健所や地域医療機関とも連携して対応を

日本環境感染学会 高齢者介護施設における感染対策 第1版 (2020年4月3日)

- 医療機関・高齢者施設・市中をふくめた標準予防策・咳エチケットの徹底による予防
- アウトブレイクの探知、拡大の防止
- 検査体制・診療体制の整備や機能維持



→社会全体で対策を取り組み

漠然とした不安を解消

新型コロナウイルス感染者が高齢者等施設で発生した場合 の対応について（感染症予防医療法の立場から）

<現在整備されている体制>

県の新型コロナウイルス感染症調整本部の中に、専門部会として「医療部会」を設置し、感染症の専門家等で構成される「感染症チーム」を整備済み

<施設内で感染者（患者）が発生した場合>

- ・保健所と「感染症チーム」が共同で、直ちに当該施設（現地）に赴き、現状を把握
- ・感染拡大を阻止するため、施設管理者、関係医療従事者（地元医師会・施設の関係医師等）、「感染症チーム」と保健所が、指導・助言・指示を実施（以下を参照）

- 当該感染者（患者）の入院調整、及び医療機関への搬送（保健所、県調整本部）
- 感染症指定医療機関で入院加療（感染症指定医療機関等）
- 施設に対する消毒（施設長、保健所）
- 施設入所者や従業員等に対するPCR検査や健康観察の実施（帰国者・接触者外来を持つ医療機関、保健所）－①
- ①の結果に応じた対策の立案と実施（感染症チーム、保健所）
 - 例1）濃厚接触者と接触者に分けたゾーニング
 - 例2）自宅待機・健康観察の対象となる職員の選別と指示
 - 例3）職員の感染防護の徹底、防護資機材の提供
- 職員の応援派遣又は入所者の施設移動に関する検討調整（老施協、老健協、市町村、感染症チーム、保健所）

<さらに感染拡大の場合>

※国の「新型コロナウイルスクラスター対策班」の派遣を要請

社会福祉施設で感染者が発生した場合の相談・指示体制

社会福祉施設で
感染者が発生

所轄の保健所
(24時間365日体制)

■保健所名

■電話番号

県健康増進課
099-286-2724

県調整本部
099-286-2735

直ちに現地に派遣

感染症
チーム

保健福祉 圏域	所管保健所電話番号			市町村名	所属電話番号		
	保健所	平日	土日祝		所属	平日	土日祝
鹿児島	鹿児島	099-803-7023	099-224-1111	鹿児島市	保健予防課	099-803-7023	099-224-1111
	伊集院	099-273-2332	099-273-2332	日置市	健康保険課	099-273-2111	099-273-2111
				いちき串木野市	健康増進課	0996-32-3111	0996-32-3111
				三島村	民生課	099-222-3141	099-222-3141
				十島村	住民課	099-222-2101	099-222-2101
				指宿市	健康増進課	0993-22-2111	0993-22-2111
南薩	指宿	0993-23-3854	0993-23-3854	枕崎市	健康課	0993-72-1111	0993-72-1111
	加世田	0993-53-2315	0993-53-2315	南さつま市	保健課	0993-76-1524	0993-53-2111
				南九州市	健康増進課	0993-58-7221	0993-83-2511
川薩	川薩	0996-23-3165	0996-23-3165	薩摩川内市	市民健康課	0996-22-8811	0996-23-5111
出水	出水	0996-62-1636	0996-62-1636	さつま町	保健福祉課	0996-53-1111	0996-53-1111
				阿久根市	健康増進課	0996-73-1228	0996-73-1211
				出水市	くらし安心課	0996-63-2111	0996-63-2111
始良 伊佐	大口	0995-23-5103	0995-23-5103	長島町	介護環境課	0996-86-1153	0996-86-1111
	始良	0995-44-7956	0995-44-7956	伊佐市	市民課	0995-23-1311	0995-23-1311
				霧島市	健康増進課	0995-64-0905	0995-45-5111
				始良市	健康増進課	0995-66-3111	0995-66-3111
肝属	鹿屋	0994-52-2106	0994-52-2106	湧水町	健康増進課	0995-74-3111	0995-74-3111
				鹿屋市	健康増進課	0994-41-2110	0994-43-2111
				垂水市	保健課	0994-32-1116	0994-32-1111
				錦江町	保健福祉課	0994-22-3044	0994-22-0511
				南大隅町	総務課	0994-24-3111	0994-24-3111
				東串良町	福祉課	0994-63-3131	0994-63-3131
				肝付町	健康増進課	0994-65-2564	0994-65-2511
曾於	志布志	099-472-1021	099-472-1021	曾於市	保健課	0986-76-8806	0986-76-1111
				志布志市	保健課	099-474-1111	099-474-1111
				大崎町	保健福祉課	099-476-1111	099-476-1111
熊毛	西之表	0997-22-0018	0997-22-0018	西之表市	健康保険課	0997-24-3233	0997-22-1111
				中種子町	福祉環境課	0997-27-1111	0997-27-1111
				南種子町	保健福祉課	0997-26-1111	0997-26-1111
奄美	屋久島	0997-46-2024	0997-46-2024	屋久島町	健康長寿課	0997-43-5900	0997-43-5900
	名瀬	0997-52-5411	0997-52-5411	奄美市	健康増進課	0997-52-1119	0997-52-1111
				大和村	保健福祉課	0997-57-2218	0997-57-2111
				宇検村	保健福祉課	0997-67-2211	0997-67-2211
				瀬戸内町	保健福祉課	0997-72-1068	0997-72-1068
				龍郷町	保健福祉課	0997-69-4514	0997-62-3111
				喜界町	保健福祉課	0997-65-3522	0997-65-1111
				徳之島町	健康増進課	0997-82-1111	0997-82-1111
				天城町	けんこう増進課	0997-85-2236	0997-85-3111
	徳之島	0997-82-0149	0997-82-0149	伊仙町	健康増進課	0997-86-2124	0997-86-3111
				和泊町	保健福祉課	0997-84-3517	0997-84-3517
				知名町	保健福祉課	0997-84-3153	0997-93-3111
				与論町	町民福祉課	0997-97-4930	0997-97-3111

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）

令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）

医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止するため、厚生労働省と地方公共団体は、関係機関と協力して、次の事項について周知徹底を図る。

医療機関及び高齢者施設等の設置者において、

- ▶ 従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けるとともに、
- ▶ 症状がなくても患者や利用者と接する際にはマスクを着用する、
- ▶ 手洗い・手指消毒の徹底、
- ▶ パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、
- ▶ 食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、
- ▶ 日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機する、などの対策に万全を期すこと。

・ 医療機関及び高齢者施設等において、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと。

・ 医療機関及び高齢者施設等において、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域では、施設での通所サービスなどの一時利用を中止又は制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限する等の対応を検討すべきであること。

・ 医療機関及び高齢者施設等において、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。

